

## 「ワンクリック請求」

インターネットの「無料」サイトのリンクをクリックしたところ、期せずして有料サイトに誘導され「登録完了」のメッセージとともに請求料金が表示されたがどうすればよいか、という相談が数多く寄せられています。

これは「ワンクリック請求」と呼ばれるものですが、入口となるサイトはアダルト動画サイトをはじめ、芸能、占い、ゲーム、アニメなど様々な分野にわたっています。

### 事例 1

スマホで芸能人のブログを見ていて、画面の端に表示された広告をタップしたら、突然アダルト動画サイトに会員登録され、利用料を請求された。退会しようと業者に電話したところ、利用料を払わなければ退会できないという。請求画面も消えないがどうすればよいか。

(10代・女性)

### 事例 2

スマホで無料のアダルト動画を見ようとしたところ、突然会員登録され、利用料の請求を受けた。あわててしまい、解決を請け負う探偵事務所をネットで検索し連絡をとった。アクセスデータを削除するための代行手数料を振り込むように指示されたが、信用できるのか。

(50代・男性)

### アドバイス

「ワンクリック請求」は、法的に契約不成立を主張できるケースがありますので、慌ててお金を振り込んだり、業者に連絡をしないことです。基本的にはサイトを閲覧しただけで個人情報が漏れることはありませんが、業者に連絡すると電話番号やメールアドレスが知られてしまいます。

また、悪質なアプリのインストールやウイルス感染により個人情報流出する例もありますので、普段からのセキュリティ対策も必要です。「請求画面が消えない」という相談も多く寄せられていますが、(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページが復旧の参考となります。被害を救済するという探偵事務所をインターネットで検索して解決の依頼をしたが、手数料が高額だったり、弁護士等の資格がなく解決できなかったという例もありますので、まずは最寄の消費生活センターにご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

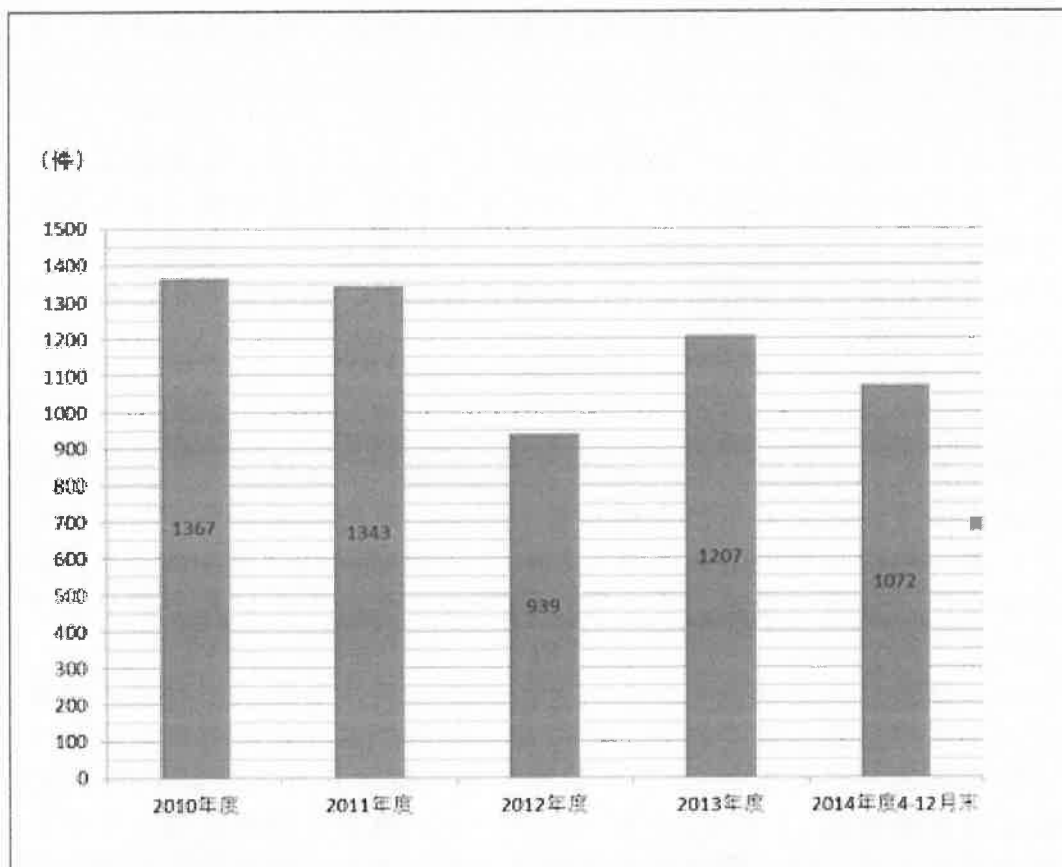
(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H27. 1. 22 岐阜新聞



「ワンクリック請求」に関するトラブルの相談件数  
(平成2010年度~平成2014年度12月末)